

トラック事業者 各位

福 井 労 働 局 長
一般社団法人福井県トラック協会 会長

トラック事業者に対する時間外労働の上限規制の適用及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の改正に関する説明会の開催について

平素より、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2024（令和6）年4月1日から、自動車運転の業務に対し時間外労働の上限規制が始まり、適用後の時間外労働は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的または特別な事情がある場合でも年960時間が上限となりました。併せて、改正された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）も、運用が始まっています。

つきましては、福井労働局及び一般社団法人福井県トラック協会におきまして、下記のとおり説明会を開催しますので、貴社におかれましても、業務御多忙の折、恐縮ですが、労務担当者等の出席に御配慮いただきますようお願いいたします。

会場の準備の都合上、ご出席いただく方の職氏名を、令和7年6月6日（金）までに、別紙の参加連絡票により、一般社団法人福井県トラック協会あてFAX等でご連絡いただきますよう併せてお願いいたします。

記

- ※ 下記の第1回と第2回の説明会の内容は同じです。
※ 説明会終了後、働き方改革推進支援センターの個別相談会を開催します。

（第1回開催：嶺北会場）

- 1 開催日時 令和7年6月24日（火）14時00分～15時30分
- 2 場 所 福井県トラック総合研修会館 3階ホール
（所在地：福井市別所町第17号第18番地の1 電話：0776-34-1713）
- 3 定 員 80名

（第2回開催：嶺南会場）

- 1 開催日時 令和7年6月25日（水）14時00分～15時30分
- 2 場 所 プラザ萬象 第2会議室
（所在地：福井県敦賀市東洋町1番1号 電話：0770-22-9711）
- 3 定 員 40名

（内 容）

- （1）トラック事業者に対する時間外労働の上限規制の適用と自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の改正について
- （2）トラック事業者に対する監督指導において多かった労働基準法等の法違反について
- （3）働き方改革に関する助成金等について
- （4）熱中症対策及び省令改正について 等

～ 別紙の参加連絡票によりご連絡ください ～

参 加 連 絡 票

福井県トラック協会 あて FAX : 0776-34-2136

メール : nakamura@f-ta.jp

参加会場	～ 希望の会場に○をつけてください。～ ① 6月24日トラック会館 ・ ② 6月25日プラザ萬象
事業場名 (連絡先)	(TEL — —)
出席予定者 職氏名	

※ 定員の都合により、1事業場2名までの参加をお願いします。

個別相談	希望する ・ 希望しない
(希望する場合) 相談したい 内容	☐ 残業を減らしたい ☐ 36協定の作り方 ☐ 非正規雇用労働者の待遇改善 ☐ 同一労働同一賃金への対応 ☐ 就業規則を見直したい ☐ 賃金制度の中身を見直したい ☐ 人手不足で困っている ☐ 働き方改革推進支援助成金の利用 ☐ その他

※ 相談したい内容については、事前に働き方改革推進支援センターに情報提供いたします。



働き方改革推進支援センター個別相談の概要→